

お客様各位

伊東電機株式会社
技術部



「水銀に関する水俣条約」への対応について

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社製品につきましては、毎々格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「水銀に関する水俣条約」につきましては、各種報道によりご承知の通り2020年の発効が予定されています(2013年10月現在)。

照明業界にかかわるものとしましては、水銀ランプ、蛍光ランプ類などが主な対象となり、一般照明用の水銀ランプは水銀の封入量にかかわらず製造・販売が禁止され、蛍光ランプはその封入量が規制されます。

そのため、器具メーカーである弊社としましては水銀ランプを光源とする器具の取り扱いについて検討しておりますが、規制が実施される時点でお客様が保守用として確保されるランプの数量、市場に流通・在庫されるランプの数量、また、設置されている器具の残存寿命等、現時点では把握できない要素が多いため器具の生産中止時期は確定されておられません、状況により条約発効と相前後して生産を終了することになると考えています。

一般の器具であればランプの入手が出来なくなった時点で他のランプ(メタルハライドランプなど)に交換すれば継続して器具の使用が可能です、防爆型照明器具の場合は適用する光源が限定されているため、他のランプを取り付けることは許されませんので、器具全体の交換が必要となります。従いまして、現在ご使用中の器具の保守・交換や新設の設備での器具選定に際しましては、お客様の対応方針も早めに計画立案されることをお勧めいたします。

水銀灯照明器具の代替器具といたしましては、水銀ランプと同様にセラミックメタルハライドランプなどのHIDランプを光源とするもの、あるいはLEDを光源とする器具がご利用できます。また、現在国内ランプメーカーから発売されている蛍光ランプはほとんどが規制値以下のものになっていますので、蛍光灯器具につきましては継続して使用することが可能ですが、省エネルギー対策や保守費用軽減のためには、こちらもLED器具への更新が有効となります。

弊社では、従来器具と置き換え可能な器具を今後も計画、開発してまいりますので、水銀灯照明器具の更新をご検討の際にはこれらの器具をご検討対象としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具